

24年度の後期高齢者医療の保険料について

平成24年1月19日開催の全国厚生労働部局長会議資料をもとに本広域連合における数値に置き換えて作成。

○ 後期高齢者医療の保険料は、診療報酬改定と併せて2年に1度、改定される。平成24年度は2回目の改定となる。①1人当たり医療費の伸び、②後期高齢者負担率の引上げによる伸びや、③22年度の保険料改定時に保険料の伸びを大幅に抑制したことにより、実質4年分の保険料の伸びが反映され増加するが、④剰余金・財政安定化基金の活用により一定程度抑制される見込み。

① 1人当たり医療費の伸び

※ 高齢者の1人当たり医療費の伸びは、2年分で4.7%。

② 後期高齢者負担率の引上げ

※ 後期高齢者医療の被保険者が保険料として負担する率(20年度;10%)は、現役世代人口の減少に伴って、現役世代1人当たり支援金の負担が著しく増加しないよう、段階的に引き上がる仕組み。22年度10.26%から、24年度10.51%に引き上がる。

③ 22年度改定時に剰余金・財政安定化基金を活用して抑制した分等

※ 22年度改定時は、剰余金(28億円)及び財政安定化基金(10億円)を活用することとして、保険料上昇を抑制。現在の保険料水準は、この抑制効果で実力ベースの水準より低くなっている状態であり、これが24年度の保険料の上昇要因となる。

④ 23年度末までに生じる剰余金の活用及び財政安定化基金の活用

※ 各広域連合において22-23年度の財政運営期間に生じることが見込まれる剰余金を活用する見込み。
※ これに加え、広域連合によっては財政安定化基金も活用もされる見込み。

財政安定化基金を保険料上昇抑制に活用できるよう、法改正及び京都府条例改正

剰余金・基金(38億円)

20-21年度
保険料
71,435円/年

22-23年度保険料
71,441円/年
(+6円、0.01%)

・1人当たり医療費の伸び
・高齢者保険料負担率の引上げ
・22年度改定時に剰余金・財政安定化基金を活用して抑制した分等

24-25年度保険料
75,631円/年
(+4,190円、5.87%)

剰余金の活用
財政安定化基金の活用
(37億円)